

安全・衛生 — じゃーなる — Journal

154
2018.12

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル5F TEL011-272-8855 FAX011-272-8880 ■発行責任者：緑川 義昭



2018年度 年末年始無災害運動を進めよう！ みんなで安全衛生活動、笑顔で年末年始を！

年末年始無災害運動は、各職場が年末年始を無災害とする取り組みをすすめることを趣旨に、厚労省の後援を受けた中央労働災害防止協会が1971年より主唱し、今年で48回を迎えます。

実施要領では、労働災害は長期的に減少傾向にあるが少子・高齢化の進展、産業・就労構造の変化等から、増加の傾向が目立ち始めていると指摘。2018年については死亡者数は前年を下回っているものの、死傷者数は8月末の前年同期比で7%増となっていることに危機感を表しています。特に死傷災害で目立つ「転倒」「墜落・転落」「動作の反動・無理な動作・(腰痛等)」の増加を取り上げ、転倒災害は昨年同期の20%増になっていることを懸念し、増加する高齢労働者の今後の動向を注視しています。また、高齢者が安心・安全に働ける職場はすべての労働者にとっても働きやすい職場であるとして環境や労働の改善をうたい、ハード・ソフト両面から安全対策を構築し、労災の未然防止の決意を示しています。

健康面では、過重労働等による健康障害、過労死等について触れ、ワークライフ・バランスを重視した「働き方改善」の推進を求めるとともに、化学物質については危険有害性が不明なものを含め、ばく露低減措置や教育の必要性について訴えています。職場の健康と安全確保に向け、労使双方で安全・衛生意識を高め、安全衛生活動の強化や安全管理体制見直し、安全衛生教育の徹底を求めています。

とりわけ、年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・始動等の作業が多くなる他、積雪や凍結による転倒等の危険性が増すことなどから、各職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定型作業時における安全確認の徹底、保護具等の点検の実施、転倒等への注意喚起、労働者の健康確認など、職場の総点検について全員で取り組むことが重要と指摘しています。今後、義務化される高所作業におけるフルハーネス型落下防止器具（安全帯）の整備などについても合わせて進める必要があるとし、年末年始無災害運動の取り組み推進を強く訴えています。以下、実施時期、運動標語、実施事項です。

実施時期 2018年12月15日～2019年1月15日

運動標語 「みんなで感謝の総点検 笑顔で迎える 年末年始」

事業場での実施事項（一部掲載）

- 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- 年始時期の作業開始時の安全確認の徹底
- KY活動を活用した非定常作業における労災防止対策の徹底
- 機械設備に係る一斉検査および作業点検前の実施
- 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底、安全衛生パトロールの実施
- 化学物質のリスクアセスメントの実施や化学物質管理の徹底
- 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- 交通労働災害防止対策の推進
- 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の徹底
- インフルエンザ等の感染症予防対策の徹底
- 過重労働をしない・させない職場環境づくり

冬季の安全運転のポイント

■出発前の準備

目的地の交通情報、気象情報の把握、タイヤの摩耗状況、ワイパー・不凍液の点検、タイヤチェーンの携行。備えあれば憂いなし。

■凍結しやすい場所に注意

日陰、橋の上、トンネルの出口、交差点、街路樹、ビルの間、カーブの手前、ブレーキ後の制動距離は夏と比較して圧雪路面では3倍、アイスバーンでは10倍、とにかくスピードダウンで徐行。

■「急」の着く運転をしない

急ハンドル/急ブレーキ/急発進は スピンやスリップの原因で、要注意。



札幌で過労死等防止対策シンポジウム！

過労死ゼロの社会の実現に向けて！

厚生労働省は11月を過労死等防止啓発月間と位置づけ、その一環として22日に、札幌で過労死等防止対策シンポジウムを開催しました。シンポジウムでは、主催者挨拶後、北海道における労働者の総労働時間や年休取得率など労働の現状や長時間・過重労働に対する施策について、北海道労働局職員から説明がありました。次に、過労死遺族として、2名の方から体験報告がありました。報告は、いずれも看護師をしていて過労死したお子さんの母親からでした。1つの報告は、長時間労働が原因で20代という若さで命を奪われていったお嬢さんの話でした。もう一つは、一旦は公務員として就職につくも、母親がしていた看護師の仕事にあこがれ、離職して専門学校に入り直し、看護師の資格を取得して就労するという夢を実現させましたが、勤務先での職場でいじめにあい、30代で過労自死した息子さんの報告でした。「自分が看護師をしていなければ息子は死なずに済んだかも知れない」というお母さんの自分自身を責める悲鳴のような言葉には、耐え難い苦しみや辛さ、無念さがあり、聞いている私たちに突き刺さるようでした。子どもに先に絶たれる親御さんには、人には計り知れない悲しさや悔しさがあるのではないと考えます。命より大切な仕事は決してありません。過労死や過労自殺に追い込んだ人権を踏みしめるようないじめや長時間・過重労働などに対して憤りを覚えるとともに、看過されるべきものではないと強く感じました。

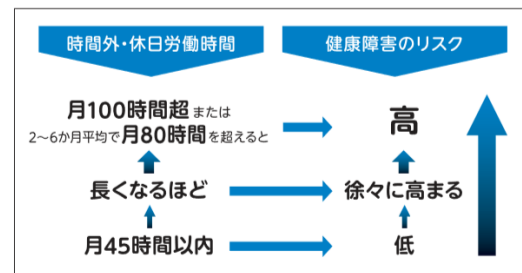
基調講演は、人権弁護士として知られ、電通事件で高橋まつりさんの裁判にも関わった川人弁護士が「過労死ゼロの社会を」という演題で行いました。川人弁護士は、明治維新以降、富国強兵・殖産興業のスローガンのもとで製糸工業が輸出産業として発達した陰に、「女工哀史」と呼ばれる若い女性労働者たちの命と健康が奪われていったとし、琵琶湖で投身自殺をしていった場所と思われる映像を映し出ししながら明治、大正、昭和初期にも過労死の実態があったことを説明しました。また、戦後の経済成長は、サービス残業による非合法的長時間労働、3.6協定による長時間労働の合法化など、日本的経営システムの中に長時間労働が組み込まれていったこと。1990年代にバブルが崩壊し不況が続くと、企業は生き残りをかけて労働者の長時間労働に拍車をかけ、精神疾患や自殺が激増したことを指摘。最近の脳・心臓疾患、精神障害で労災認定された死亡事案は200件となっているが、これは氷山の一角で、全国では1日5人で年間で2000人ほど、北海道では年間110名ほどで1月9人ほどの人が仕事が原因・動機で死亡していることを明らかにしました。長時間労働・過重労働は戦前、戦後を通して何も変わらない根が深い問題であり、対策文書の作成や論議が行われている間にも過労死等で亡くなっている人がいる。こうした過労死の歴史の連続性について話され、私たちに対して、今何をなすべきかを強く問いかけているように感じました。

最近の過労死の事例として、若年労働者、管理職、裁量労働制の適用労働者、陸上貨物や建築業など「働き方改革」適用除外の職種、看護師、高齢労働者、障害のある労働者等、様々な職種・就労形態等を上げて説明がありました。特に若年労働者については、研修期間の1～2年目に長時間労働や上司の激しい叱責やパワハラなどが原因で過労自死に至るケースが多いことから、上司の乱暴な言葉や価値観を押し付けて追い詰めるような配慮を欠いた言動に警鐘を鳴らしました。

また川人弁護士は、過労死が発生する職場は業務不正も発生することが多いといいます。過剰なノルマ、業務量の過多、人手不足は長時間労働や過労死、業務不正を生み易くし、過労死は職場の病理現象と言い切っています。過労死など引き起こさない社会的責任のある企業となるには、まずは適正な労働時間管理から始めることが大切であると強調しています。実労働時間を隠し虚偽の労働時間を報告するような不正が遵法精神を麻痺させ、不正がまかり通ような社風を醸成していくと指摘し、「たかが労基法違反」というような意識を払拭することが大切としました。

また、過重・長時間労働とならない適正な業務量と人員配置に関しては、過重労働の多くが新規部門や忙しい部門、業績が振るわない部門、研究開発部門等に発生していることが

■ 時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



ら、会社役員や幹部はこれら部門に特段の配慮を払う必要があるとしています。労働効率と労働時間の関係については、労働者が創造力を発揮し生産的に効果が見込めるのは労働時間が1日6時間以内であるというアメリカの自動車会社の調査結果を引き合いに、長時間労働は決して生産性を高めるものではないと指摘しています。

さらに、ハラスメントを生む土壌として、特に上司の疲労や疲弊をポイントに上げています。川人弁護士は政治学者の丸山真男が日本軍隊内の暴力・いじめの構造を分析した著書にある、上からの抑圧感を下に順次移譲するという「抑圧の移譲」について説明し、上司が部下にハラスメントをしている場合、上司はその上司から抑圧を受けている場合があると言っています。すなわち、上司から順次、部下に暴力やいじめ、過酷な要求が下りてきて、そのフラストレーションやストレスが妻や子どもなど家族に行ったり、過労自死や反社会的な行為に走ったりするといいます。ですから、上司がいじめや過酷な要求を行うのではなく、良きリーダーシップを広げることこそが、パワハラを排除することにつながると力説しています。リーダーが「人を叱る時の4つの心得」として、ラグビーの全日本監督であった故平尾誠二さんの言葉、①プレーは叱っても人格は責めない、②あとで必ずフォローする、③他人と比較しない、④長時間叱らない、ことを上げています。こうした上司の対応は、叱られる側にとって自省する良い機会となり、成長できる契機ともなりうる名言であると感じました。

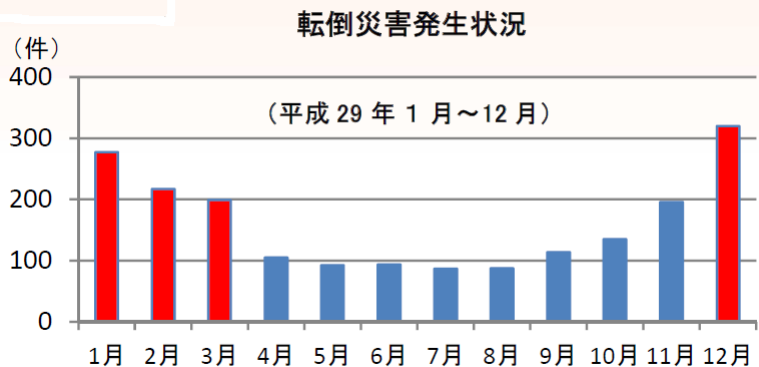
最後に労働組合の役割として、①適切な36協定の締結と正確な労働時間の把握、②勤務時間インターバル規制の導入、③仕事と私生活を区別するために、休日はメールや仕事の連絡を受けないなどオフの時間を確保する、こと等の取り組みが重要との話がありました。歴史的に見ても日本の過重・長時間労働は根が深い問題ですが過労死等が相次ぎ、後を絶たない状況にあって、労働者の命と健康、その背後にいる家族等の生活や暮らし、命を守るためには、この問題は待たなしの課題です。利潤や正当な配分だけではなく、法令遵守、人権に基づく適正な雇用や労働条件、環境等への配慮など、企業に社会的責任・貢献を果たさせるよう、労働組合を中心に働く者が使用者側に労働時間の把握・厳守を徹底をさせ、割増賃金の支給をはじめ労働基準法等を遵守させるなど根本的な取り組みや運動の強化が極めて重要と感じました。このことが職場に人権や民主主義、多様な価値観の共有や共生という観点をはぐくみ、結果的に長時間労働の解消やハラスメントの回避・撲滅、だれもが安心して働ける環境へとつながるような気がします。



転倒災害は12月から3月に冬季に多発！ 災害防止に向け、普段にまして注意を！

北海道の今年の初雪は各地で遅く、稚内では統計を始めた1938年以来最も遅い観測となり、札幌や旭川などでも観測史上2番目に遅い記録となっています。また、降った雪も解けるなど、季節外れの高い気温となる日もありますが、12月に入り、これから降雪や気温の低下、路面の凍結、天候の急変など冬本番を迎え、仕事や生活などに影響を及ぼします。

北海道内における2017年度の休業4日以上労働災害による死傷者数は、6,676人で、そのうち転倒による災害は1,925人と28.8%を占めています。全国では死傷者数120,460人のうち、転倒災害は全業種の事故型別で最も多い28,310人で、23.5%となっています。右図は北海道における月毎の転倒災害状況ですが、最も多い月は12月で、1月～3月までを含めると実に5割以上が、この冬期間に集中して発生しています。このように北海道は冬季の厳しい天候状況から全国に比して転倒事故が多発しています。



また、転倒災害の内訳は65%が骨折で、打撲傷17%、捻挫・脱臼15%と全体の9割以上であり、重大事故も決して少なくはありません。年齢的には50歳代30%、60歳代30%、4

0歳代18%と全体の実に約8割を占め、高齢層を中心に多く見られます。

日常生活でも、転倒は路面が凍結する屋外ばかりとは限りません。室内でも危険は潜んでいます。病院内の玄関入口付近で、通院者の靴底についていた雪が溶け床が濡れて滑りやすくなっていたため、転倒して腕を骨折したという事が身内にありました。最も安心だと考えられる病院という場所での思わぬ事故です。ですから、冬期間は雪のない季節にもまして、様々な注意が必要です。

職場全体で 転倒防止の徹底を！

北海道は気候上、どうしても冬型事故が多発します。安全衛生委員会等を開催するなどして、転倒防止について職場全体で取り組む意志統一を図るとともに、職場巡視による危険箇所のチェックやヒヤリマップの作成、安全衛生教育の実施など、具体的活動にうつすことが災害防止につながると考えます。

以下は北海道労働局で発行している転倒防止運動や中央労働災害防止協会が出している資料を参考にした防止策を記載します。また、下欄の「転倒しないポイント」についてチェックするなどして、転倒防止に役立ててみてはどうでしょうか。

■屋外での転倒防止策

- 事業場敷地内、駐車場、出入口、日陰になっている個所、通勤経路等の滑りやすい場所を確認して「危険マップ」作成し、従業員に周知すること
- 転倒の危険性がある場所等については、パイロンの設置や「滑りやすい」の表示など、注意を促すこと
- 靴は保温性が高く、滑りにくいもの（柔らかいゴム底や深い溝のある底など）を使用すること
- 小さな歩幅で靴の裏全体で雪面を踏みつけるようにし、「急がずゆっくり」歩くこと
- 道路等は凍結防止対策（除雪や排雪、融雪剤や砂の散布、融雪マットの設置等）を講じること
- 屋外や屋内に通じる階段には滑り止めを設けること
- 初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと
- スマートフォンの操作、服やズボンのポケットに手を入れたままの歩行はしないこと
- 歩き始めと、歩く速さを変えるときは転びやすくなるので注意する。時間に余裕を持って行動すること
- 路面に注意し、凍結した路面はできるだけ避けて歩くこと

■屋内での転倒防止策

- 屋内の出入口など雪が入りやすく滑りやすい場所には滑り止めの措置をとること。
- 屋内で結露や水で濡れやすい場所、あるいは段差のある場所には「足元注意」の表示をすること
- 床の油污れや床面が水で濡れているのを見つけたらすぐに拭き、汚れたままにしないこと
- 室内においてもできるだけ滑りにくい履物を履くこと

■年間を通しての転倒防止策

- 走らない、靴のかかとを踏まない、両手はふさがないように、できるだけ空けておくこと
- できるだけ決められた経路を通るようにすること
- 入り口や曲がり角では歩行する速度を緩める、対向する人の有無を確認すること

転倒しないためのポイント

- あせらない
急ぐときほど落ち着いて
- 通路・階段では…
歩行する場所に物が放置されていないことをチェック
- 雪道、凍結路では…
できるだけ小さな歩幅で踏みしめて歩く！
すり足で歩くと転倒しやすくなる
- ポケットに手をいれたまま歩かない
歩きスマホもNG!!
- 作業に適した靴を履く
靴底の擦り減りがなければ点検する
- 転ばない体づくり
筋力アップに努めよう

